

# 南国市随意契約ガイドライン

令和3年4月改定

南国市財政課



# 目次

1	はじめに	1
2	留意事項	2
3	随意契約 事務手続きの流れ	3
4	随意契約ができる場合	5
	（1）少額の契約	5
	業者別発注状況一覧表(例)	7
	工事施工決定書（発注同）(例)	8-1
	工事施工決定書（契約同）(例)	8-2
	随意契約の理由書（例）	9
	（2）その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき	10
	（3）特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	11
	（4）新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき	13
	（5）緊急の必要によるもの	14
	（6）競争入札に付することが不利なもの	15
	（7）時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	16
	（8）競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	17
	（9）競争入札において落札者が契約を締結しないとき	18
5	Q&A 【地方財務実務提要】より抜粋	19
6	関係法令等	29
	【地方自治法】	29
	【地方自治法施行令】	29
	【長期継続契約を締結することができる契約に関する条例】	32
	【南国市財務規則】	33
	【南国市契約等審議会規程】	35
	【南国市役所決裁規程】	37

# 1 はじめに

地方公共団体の契約方法は地方自治法第 234 条にて「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の 4 つの方法に限定されており、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っている。

随意契約とは、競争入札を原則とする契約方法の例外であり、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいい、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙されている要件に該当する場合以外には適用できない。

随意契約には、複数の者より見積書を徴する「競争見積方法による随意契約」と単数の者より見積書を徴する「一者による随意契約（以下「一者随契」という）」がある。「競争見積方式による随意契約」と「一者随契」のいずれが適用されるかについては、法令やその業務内容を基に適正に判断しなければならない。随意契約の執行にあたっては、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低価格者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

しかし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

## 2 留意事項

### ●分割発注の禁止

一括に発注すべき案件を合理的な理由なく、故意に分割するような発注は行わないこと。

### ●増額の契約変更

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額以下で、なおかつ南国市財務規則第 83 条で定める金額以下の随意契約を行った後、増額の変更により、前述の金額を超えるような場合は、契約等審議会（35 頁参照）の審議をうけること。

### ●長期継続契約

複数年のリース契約等の長期継続契約（32 頁参照）に該当する場合は、単年度の支出見込額ではなく契約期間全体の支出見込総額により、契約等審議会の審議対象となるか判断する。

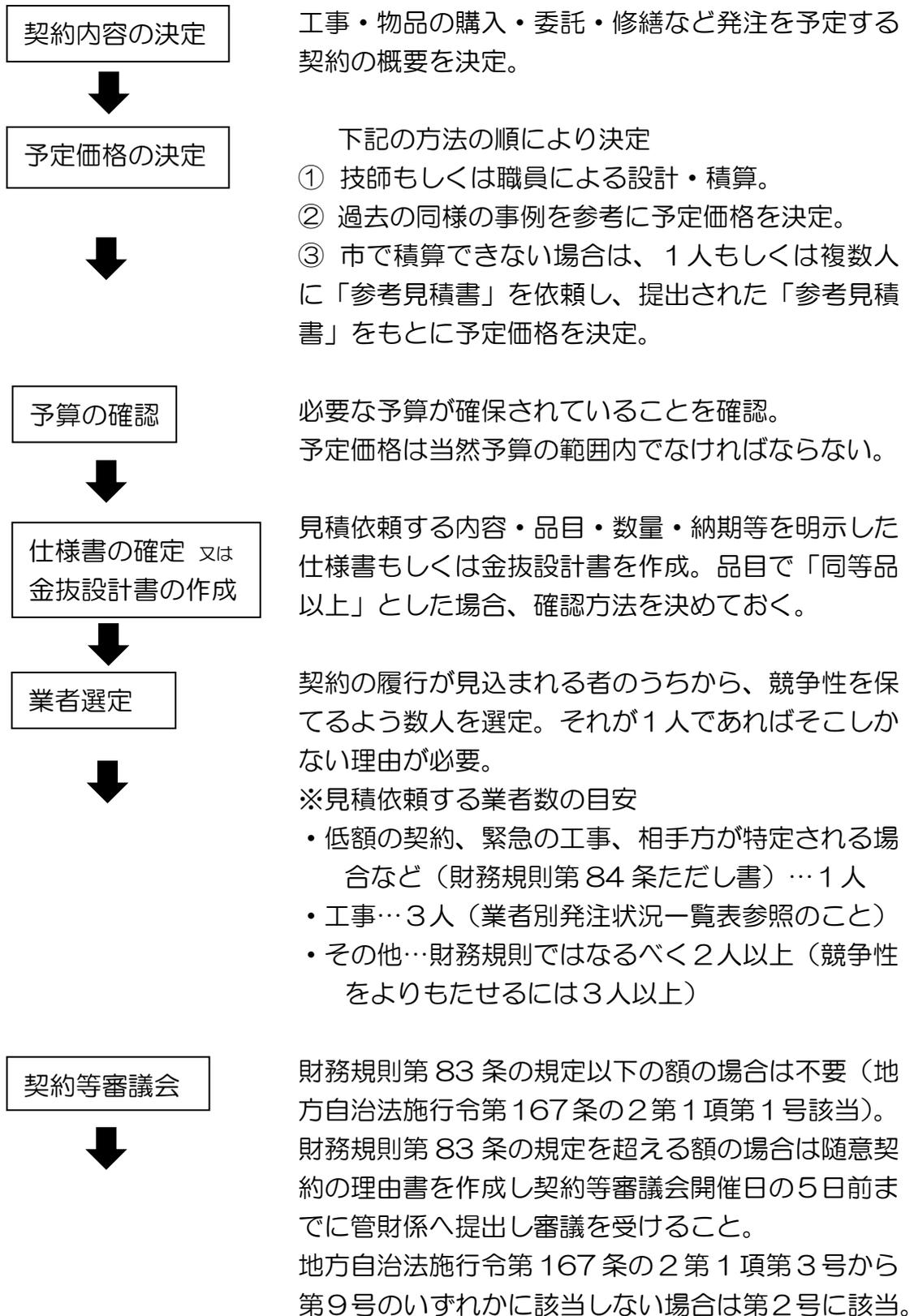
### ●単価契約

単価契約の場合、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されているものについては、その支出見込総額により契約等審議会の審議対象となるか判断する。

### ●市内業者育成

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額を超えるものは、競争入札により受注業者を決定することを原則とするが、参加できる市内業者数が少ない場合は、市内業者育成の観点から、競争入札参加申請書未提出業者でも随意契約による見積合わせとして参加できるよう取り扱うことができる。

### 3 随意契約 事務手続きの流れ



施工決定書  
(発注書)



見積依頼



見積合わせ



工事施工決定書  
(契約書)  
契約の締結  
支出負担行為



業者による履行  
検査  
請求書受付  
支出命令

工事施工決定書（発注書）もしくは回議書に、発注業務の内容及び必要性、業者選定理由を記載し、起案する。

適当な見積期間を設定。

予定価格以下の見積額での契約を原則とする。全ての見積が予定価格を超えれば、見積金額のうち最低額を示したうえで同じ業者で再度競争する。できない場合は業者を全て変える。同額の場合はくじ引き。低価格の見積書の取扱いをどうするかは事前に検討しておくこと。

受注業者が確定すればただちに工事施工決定書（契約書）もしくは回議書にて起票決裁のうえ、契約を締結し、支出負担行為書を作成すること。  
200万円を超える工事の監督職員・検査員については財政課長の指名が必要。

検査が終了し、請求書が提出されると、直ちに支出命令書を作成すること。

## 4 随意契約ができる場合

【契約等審議会の審議の必要がないもの】

(1) 少額の契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができるとされている。しかしながら、本号に該当させるため、一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

南国市財務規則では、次のように定めている。

第83条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、予定価格が次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額を超えないものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

※他の号の理由と併合した場合には、1号が優先する。

※工事の場合、業者別発注状況一覧表を参照および記入する。工事施工決定回は財政課長の決裁および財政課の確認を得る(平成30年4月より)。

※業者選定する際は、市内業者育成の観点から、契約の履行が見込まれる市内業者がいないか検討を行う。

※見積依頼する業者数の目安

- 予定価格が 10 万円以下の契約をしようとするとき、予定価格が 30 万円以下の工事又は製造の請負の契約をしようとするとき、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき（財務規則第 84 条第 1 項ただし書き）  
… 1 人
- 30 万円を超える工事… 3 人（業者別発注状況一覧表参照のこと）
- その他…財務規則第 84 条ではなるべく 2 人以上（競争性をよりもたせるには 3 人以上）

財務規則第 83 条各号と想定される支出科目と例

財務規則第 83 条	想定される支出科目と例
(1) 工事又は製造の請負 130 万円	工事（14 節）：舗装、路側補修工事等
(2) 財産の買入れ 80 万円	消耗品（10 節）：封筒、冊子等 備品購入（17 節）：公用車、テレビ等
(3) 物件の借入れ 40 万円	使用料（13 節）：会場借上げ、バス借上げ、アパート借上げ等
(4) 財産の売払い 30 万円	
(5) 物件の貸付け 30 万円	
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円	修繕（10 節）：建物修繕、備品修繕等 委託（12 節）：清掃委託、システム改修、工事監理業務等





# 工事施工決定書(発注伺)

赤は手書き

決	係	係長	課長補佐	課長	消防長	教育長	財政課長	副市長	市長
裁									

工事担当課	係	係長	課長補佐	課長	財政課確認	課名 _____

番号	負担行為番号	予算現額	10,000,000
起票日	令和 3年 4月 2日	負担行為済	2,000,000
決裁日	令和 年 月 日	予算残額	8,000,000
年度	3	予算区分 現年度	支出予定額
		予算番号	1,100,000
会計	一般	設計金額	契約金額
		¥ 1,100,000	¥
款	8		
項	3		
目	2		
事業	市単独河川改修事業費	設計 (市) 業者 委託	
		契約方法 一般 指名 (随契) 契省	
節	14	契約日 令和 年 月 日	
細節		保証金	
工事名	市単独河川改修事業費 準用河川小蓮川浚渫工事		
工事場所	岡豊町小蓮		
期間	着工予定	令和 3年 4月 15日	摘 要
	竣工	令和 3年 6月 30日	
	変更後竣工(完了)	令和 年 月 日	
業者名	_____		
債権者	_____		
随契理由	業者選定理由		
準用河川小蓮川に土砂が堆積しており川の流れを妨げており、田んぼ等の耕作にも影響がでる懸念があるため河川の浚渫工事を行いたい。地方自治法施行令第167条の2の第1項第1号に該当するため右記3業者で見積競争を実施してよろしいかお伺いします。	上記3業者の選定理由は、工事個所である岡豊町小蓮地区から近隣業者を選定いたしました。工事監督については、設計書の記載のとおり		
	職名 技査 氏名 ●●●●		

例

# 工事施工決定書(契約伺)

赤は手書き

決 裁	係	係長	課長補佐	課長	消防長	教育長	財政課長	副市長	市長

工 事 担 当 課	係	係長	課長補佐	課長

財政課確認

課名 \_\_\_\_\_

番号	負担行為番号	予算現額	10,000,000
起票日	令和 3年 4月 12日	負担行為済	3,000,000
決裁日	令和 年 月 日	予算残額	7,000,000
年度	3	予算区分 現年度 予算番号	支出予定額 880,000
会計	一般	設計金額	契約金額
款	8	¥ 1,100,000	¥ 880,000
項	3		
目	2		
事業	市単独河川改修事業費	設計 (市) 業者 委託	
節	14	契約方法 一般 指名 (随契) 契省	
細節		契約日 令和 年 月 日	
工事名	市単独河川改修事業費 準用河川小蓮川浚渫工事		
工事場所	岡豊町小蓮		
期間	着工 令和 年 月 日	竣工 令和 3年 6月 30日	摘要
	変更後竣工(完了) 令和 年 月 日		(有) ▲▲▲▲
業者名	南国市岡豊町小蓮〇〇番地		¥980,000
	(有) ■■■■		(有) ■■■■
	代表取締役 〇〇 〇〇		¥880,000 落札
債権者			★★★★(株)
			¥880,000
右記、見積競争の結果、上記業者と工事請負契約を 交わしてよろしいかお伺いします。		落札業者決定 R3.4.12 上記3業者で見積競争を建設課 で行い、同額の為、くじにて業者 が決定いたしました。 工事監督については、設計書 の記載のとおり 職名 技査 氏名 ●●●●	

【以下（２）～（９）契約等審議会の審議の必要があるもの】

財務規則第 83 条の規定を超える額の場合は随意契約の理由書を作成し契約等審議会開催日の４日前までに管財係へ提出し審議を受けること。

随意契約の理由書には、随意契約にする理由と業者選定理由を記載すること。

一者随契の場合は金額の妥当性についても検討行うこと。

## 随意契約の理由書 例 平成 30 年 4 月 2 日 提出

決 裁	係	係長	課長補佐	課長	要 求	課 名 係 名	財政課 管財係	
件 名	ガイドライン印刷業務				予 算 額	1,500,000 円		
工 期 (納期)	平成30年8月31日				1 設 計 額	円		
場 所	南国市役所				② 市の技術員による見積不可能			
見積書の 徴収	要求課 ・ 財政課				予 定 価 格	1,000,000 円		
					議 決	要 ・ 不要		
見 積 書 の 徴 収 予 定 業 者	名 称			代 表 者		所在地(県、市を記入)		
	1	(有)▲印刷			代表取締役 ▲▲▲▲		高知県南国市	
	2	(株)■ ■ 堂			代表取締役 ■ ■ ■ ■		高知県南国市	
	3	●印刷株式会社			代表 ● ● ● ●		高知県南国市	
	4	★印刷			代表者 ★ ★ ★ ★		高知県南国市	
	5							
	6							
7								
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項のいずれの号に該当するか明確にし、競争入札に付せず、随意契約にする理由を、具体的に記入してください。</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当 競争入札に付せず、上記業者より見積書を徴収する理由は、以下のとおりです。</p> <p>市内業者育成の観点から入札参加資格申請書未提出業者にも見積競争に参加できるようにするため。</p> <p>【業者選定理由】 市内印刷業者のうち、入札参加資格申請書提出業者および、 入札参加資格申請書未提出業者のうちで、 過去の同種の納入実績が優秀であったものおよび営業活動が活発であった 上記業者から見積徴収を行い、最も安価な金額を提示したものと随意契約を行いたい。</p> <p>(1) 130万円を超える工事又は製造の請負、(2) 80万円を越える財産の買入れ、(3) 40万円を越える物件の借入れ、(4) 30万円を越える財産の売払い、(5) 30万円を越える物件の貸付け、(6) 前述以外のもので50万円を越える随意契約を締結する場合には、南国市契約等審議会の議決が必要です。</p>								

(2) その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適さない場合に適用される。

※契約の内容が特殊であり、専門性が高く、市職員による設計ができないもの（例：機械・施設の保守管理、映像製作等）は2号に該当。

※競争入札に参加できる市内業者が少ない場合は、市内業者育成の観点から契約の履行が見込まれる競争入札参加申請書未提出業者も含めて、見積合わせをすることをもって、この号を適用する。

※随意契約の理由書には、随意契約にする理由と業者選定理由を記載すること。  
一者随契の場合は金額の妥当性についても検討行うこと。

※公募型・指名型プロポーザルの実施は2号に該当

※公用車（軽乗用・軽貨物・普通乗用）購入は公募型見積競争を実施すること。

※見積依頼する業者数の目安

契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき…1人

それ以外るとき…（市内業者を優先とし、市外業者は実績・営業活動等により選定し）3人以上

（業者数が不足する場合は2人でも可とするが、理由を明記すること）

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる」とされている。この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作された物品を当該福祉施設関連施設等から買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。工事契約は該当しない。

なお、現時点では普通地方公共団体（南国市）の規則を作成していないので、この号での随意契約は適用できない。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

地方自治法施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされている。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があり、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられている。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事契約は該当しない。

4号を適用し随意契約を締結するには南国市新商品生産による新事業分野開拓者認定事業実施要綱の手続きにより、なおかつ南国市財務規則第83条の2による公表が必要となる。

※基本的に一者随契。

(5) 緊急の必要によるもの

(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益を被る場合である。

要点

○災害時等の緊急の必要があって、競争入札による手続をとることが、目的時期を失し、市にとって不利益を被る場合

●客観的性質からの緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないと言うような理由では、5号を適用することはできない。

●緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがあること。

●市民生活等への影響を考慮して判断するものであり事故や故障をもって、直ちに随意契約できるものではないこと。

緊急と判断した、理由・事象を施工決定伺もしくは起案文書、随意契約の理由書に記載すること

※見積合わせをする時間的猶予がないため基本的に一者随契。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

「不利」の解釈は、価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

要点

- 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
- 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

想定される場合としては、工事で

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
  - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
  - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

※基本的に一者随契。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

想定される場合としては、工事で

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができることとされている。

履行期限を除くほか、予定価格その他の条件を変更できない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）直ちにその場で行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(地方自治法施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

履行期限を除くほか、予定価格その他の条件を変更できない。

落札金額の範囲内で契約すること。